

電波法令の規定値と航空機用無線設備のメーカーマニュアルに記載されている規定値の差異について調査を行った結果、以下の無線設備の点検項目に差異が認められた。なお、その他の項目についてはほぼ同等であった。

◎ HF/VHF帯航空無線電話

点検項目名	電波法令の規定値	メーカーマニュアルの規定値	備考
変調度	85%以上	70%以上(機種毎に異なるため代表的な値を記載)	要求される性能の差異によるもの。
空中線電力	上限20%、下限50%	機種毎に異なる値(国際民間航空条約第10付属書に規定された有効通達距離を満足する値以上とされている。)	空中線電力の規定値については、メーカーマニュアルでは航空機の航行の安全のため、必要な有効通達距離を満足する電力が求められているが、電波法においては航空機局だけでなく無線局全体に対し、周波数有効利用や混信防止の観点から空中線電力の許容値を定めている。 なお、有効通達距離については、電波法第三十六条及び電波法施行規則第三十一条の三(義務航空機局の有効通達距離)において定めている。
スプリアス発射又は不要発射の強度	無線設備規則第7条に記載のとおり	機種毎に異なる値(未記載のものも有り。)	実態上は、免許人や登録検査等事業者が策定する整備規程等において、電波法と合致するように規定されている模様。

◎ ATCTランスポンダ、ACAS、機上DME、低高度用電波高度計、気象レーダー

点検項目名	電波法令の規定値	メーカーマニュアルの規定値	備考
空中線電力	上限50%、下限50%	機種毎に異なる値(国際民間航空条約第10付属書に規定された有効通達距離を満足する値以上とされている。)	(HF/VHF航空無線電話と同じ。)



上記については、電波法令の規定値をメーカーマニュアルでカバー出来ていないことから、電波法に基づく点検行為が必要であるが、その他の機器・項目についてはメーカーマニュアルによる測定結果を代用可能

◎ 航空法関係

航空機の無線設備の検査は、ATCTランスポンダー及びELTについては以下に示す周期で実施することとされている。なお、その他の航空機の無線設備の中には、オンコンディション(無線設備の不具合が確認された場合にのみ、機体から無線設備を取りおろして点検を行うもの)で実施することとなっている例も多数存在する。

対象無線設備	点検周期
ATCTランスポンダー	24ヶ月毎
ELT	12ヶ月毎

◎ 電波法関係

日本の電波法では、年に一回検査(ベンチチェックについては、一定の条件を満足すれば、無線設備の種別毎に、その2分の1の装置についてベンチチェックを省略可)を受検することが求められる。